

滝川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月29日(月) 15時27分から16時55分
2. 開催場所 滝川市庁舎3階301・302会議室
3. 出席委員(16人・議席番号順)
 - 会長 木幡孝雄
 - 会長職務代理者 又村克茂
 - 委員 13人
4. 欠席委員 1人
5. 議事日程
 - 1 会長あいさつ
 - 2 議事録署名委員の指名
 - 3 会期の決定について
 - 4 報告1 一般事務報告について
 - 5 報告2 令和5年滝川市農地賃貸料情報について
 - 6 議案1 農地法第18条第6項の規定による届出について
 - 7 議案2 農地法第3条に基づく利用権の中途解約について
 - 8 議案3 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 9 議案4 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 10 議案5 現況証明願について
6. 農業委員会事務局職員

議 長	(会長、挨拶の後) それでは只今から第7回農業委員会総会を開催します。
	本日出席委員は14名で、定足数に達しておりますので、総会は成立 しています。畠山委員より遅刻の届出、伊藤委員より欠席の届出が出て おります。
	議事日程2番、議事録署名委員の指名は、議長において指名してよろ しいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	本日の議事録署名委員に12番、中村委員、13番、本郷委員を指名 いたします。
	議事日程3番、会期の決定について、会期を本日限りとすることによ ろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	会期は本日1日限りといたします。
	議事日程4番、報告第1号、一般事務報告について、事務局に説明を 求めます。
説 明 員	報告第1号、一般事務報告について説明します。
	(報告第1号について資料により報告)
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	なしということで質疑意見を終了いたします。報告第1号について は、報告済・承認とします。
	議事日程5番、報告第2号、令和5年滝川市農地賃貸借料情報につい て、事務局に説明を求めます。
説 明 員	報告第2号、令和5年滝川市農地賃貸借料情報ということで、昨 年1年間の市内の賃貸借の状況を取りまとめましたので報告いたし ます。なお、極端に低額、もしくは高額に賃貸借されたものは集計から 除いています。
	各地区の平均賃貸借料と旧標準小作料の比率ですが、「田」につい

	<p>ては滝の川東が旧標準価格の98.8%で、最も高い値となっています。次に江部乙東が96.6%、東滝川が96.5%、滝の川西が93.7%、江部乙中89.5%、江部乙西88.8%となっており、標準小作料を下回っています。また畑については、平均2,820円で標準小作料の3,000円を下回っておりますが昨年より49円上昇しています。各地区の賃貸料の最高額と最低額ですが、</p> <p>江部乙東地区で最高額5,600円、標準額です。さんからさん他4件です。最低額5,000円、さんからさんです。</p> <p>江部乙中地区で最高額8,000円、標準額です。さんからさん他3件、最低額5,500円、さんからさんです。</p> <p>江部乙西地区で最高額11,500円、標準額です。さんからさん他13件、最低額5,000円、さんからさん他1件です。</p> <p>滝の川東地区で最高額8,668円、さんからさん、最低額6,000円、さんからさんです。</p> <p>滝の川西地区で最高額9,000円、さんからさん他2件、最低額8,000円、さんからさん他3件です。</p> <p>東滝川地区で最高額11,000円、さん他1名からさん他12件です。最低額10,000円、さんからさん他7件です。</p> <p>一般畑で最高額3,000円、さんからさん他23件です。最低額1,000円、さんからさん他1件です。</p> <p>西滝川地区は、今年度はありません。以上です。</p>
<p>議 長 各 委 員 議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。 (なしの声あり) 質疑・意見を終了します。報告第2号については、報告済・承認とします。</p>
<p>説 明 員</p>	<p>議事日程6番、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について審議を求めます。事務局に説明を求めます。 議案第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について説明します。今月は9件です。</p>

1 番、江部乙町 番、現況地目「畑」、面積 10,553 m²、さんとさんの解約です。解約理由は、借主の申出によるものです。農地集約のため遠隔地の農地を整理したものです。解約後は今月の議案第 4 号で新規貸借予定です。

2 番から 4 番までは借主であるさんの申出による解約です。経営規模縮小、農地集約のため国道から東側の農地を順次手放していくものです。いずれも議案第 4 号で新規貸借します。

2 番、江部乙町 番、登記地目「畑」 13,604 m²、さんとの解約です。

3 番、江部乙町 番、登記地目「畑」 20,258 m²、さんとの解約です。

4 番、江部乙町 番、登記地目「田」面積 5,911.69 m²、「畑」 26,885 m²、さんとの解約です。

5 番と 6 番は借主であるさんの申出による解約です。老齢による農業廃業に伴う解約です。いずれも議案第 4 号で新規貸借します。

5 番、北滝の川 番、登記地目「田」 15,410.76 m²、さんとの解約です。

6 番、北滝の川 番、登記地目「田」 13,471 m²、さんとの解約です。

7 番から 9 番までは借主であるさんの申出による JA たきかわ転貸の解約です。賃貸料の支払いを一本化するため転貸の解約を相対で行うものです。いずれも議案第 4 号で新規貸借します。

7 番、北滝の川 番、現況地目「田」面積 23,206.96 m²、さんとの解約です。

8 番、北滝の川 番、現況地目「田」面積 12,469 m²、さんとの解約です。

9 番、北滝の川 番、現況地目「田」面積 17,054 m²、さんとの解約です。

以上、本案件は、賃貸借の解約がいずれも成立していると認められる

		<p>ことからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長		<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員		<p>(なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑、意見を終了いたします。議案第1号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各 委 員		<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>議案第1号について、原案のとおり決定とします。</p> <p>議事日程7番、議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約による届出について事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員		<p>議案第2号、農地法第3条に基づく利用権の中途解約について説明します。農地法3条使用貸借の解約です。</p> <p>1番、江部乙町 番、現況地目「田」、面積2,349㎡、さんとさんの解約で解約理由は、借主の申出によるものです。先月のさんの農地取得に伴い、農地の集約化のため遠隔地の農地を整理するものです。解約後は、議案第4号で隣接地耕作者に貸借します。</p> <p>本案件は、農地法に基づく合意解約がなされているので、解約が成立していると認められることからよろしくご審議のほどお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議 長		<p>説明が終わりました。質疑意見を求めます。</p>
各 委 員		<p>(なしの声あり)</p>
議 長		<p>質疑、意見を終了いたします。議案第2号について、原案のとおり可とすることよろしいですか。</p>
各 委 員		<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長		<p>議案第2号について、原案のとおり決定とします。</p> <p>議事日程8番、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説 明 員		<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今月は所有権移転2件です。</p>

	<p>1番、東町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 1,137 m²、第2種中高層住居地域、転用目的は共同住宅の建築です。共同住宅の建設場所を探していたところ、当該申請地の売却の話があり取得することとなりました。先月の5条転用申請のあった共同住宅の隣地です。工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。</p>
	<p>2番、朝日町 番、現況地目「畑」、譲渡人 さん、譲受人 さん。転用面積 363 m²、第1種低層住居地域、転用目的は一般個人住宅の建築です。譲受人は現在市内の共同住宅に住んでおりますが、手狭になったことから住宅の新築を検討していたところ、当該申請地の売却の話があり取得することとなりました。工期については右側備考欄、配置面積は記載のとおりです。以上、用途区域内にある第三種農地で周辺は宅地化が進んでおり、周辺の農地等への影響はなく転用目的も適正であり、必要な資金力もあり、農地転用して申請に係る用途に供することが認められますので審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりました。議案第3号について、質疑意見を求めます。
各委員	(なしの声あり)
議長	質疑、意見を終了いたします。議案第3号について、許可申請は許可相当とすることよろしいですか。
各委員	(異議なしの声あり)
議長	議案第3号については原案のとおり決定といたします。
	<p>まもなく午後4時になることから、農業委員会会議規則第7条により会議を延長します。</p>
	<p>次に議事日程9番、議案第4号、旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議を求めます。事務局に説明を求めます。</p>
説明員	<p>議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。今月は賃貸借権の設定が30件、使用貸借1件、所有権移転4件です。更新案件については、氏名と期間、10</p>

a 当たりの金額のみ説明とします。

1 番、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

2 番、 さんから さん、期間は3年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。2 番の農地の方が土地条件が悪いため、低い賃借料になっています。

3 番、 さんから さん、期間は8年間、10a 当りの賃借料は、9,000 円です。

4 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

5 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,000 円です。

6 番、 さんから さん、期間は5年間、10a 当りの賃借料は、5,600 円です。

7 番、 さんから さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

8 番、 さんから さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、3,000 円です。

9 番、 さんから さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。

10 番、 さんから さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、11,500 円です。

11 番、 さんから さん、期間は10年間、10a 当りの賃借料は、「畑」3,000 円です。

12 番からは新規の案件となります。12 番から 14 番までは、JA たきかわ転貸の期間満了に伴う相対の貸借です。

12 番、北滝の川 番、地目「田」面積 7,860 m²、 さんから さんへの貸借で期間は3年間、10a 当りの賃借料は、8,000 円です。

13 番、北滝の川 番、地目「田」面積 2,785 m²、 さんから さんへ

の賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

14番、江部乙町 番、地目「畑」面積 39,026 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、3,000円です。

15番、南滝の川 番、地目「田」面積 67,678 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。さんが老齢のため農業を廃業し、近隣耕作者の さんが新規貸借するものです。

16番から19番までは耕作者である さんの老齢による農業廃業に伴い、近隣耕作者である さんが新規貸借するものです。

16番、北滝の川 番、地目「田」面積 13,471 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

17番、北滝の川 番、地目「田」面積 15,410.76 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

18番、北滝の川 番、地目「田」面積 28,908 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

19番、西滝川 番、地目「田」面積 41,237 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、9,000円です。

20番、江部乙町 番、地目「田」面積 2,634 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は10年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。隣接地の農地の耕作を さんが行うことになったことに伴い、遠隔地でもあり、農地集約のため さんに代わって行うものです。

21番、江部乙町 番、地目「田」面積 2,349 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は10年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。隣接地の農地の耕作を さんが行うことになったことに伴い、遠隔地でもあり、農地集約のため さんに代わって行うものです。

22番、江部乙町 番、地目「畑」面積 10,553 m²、 さんから さんへの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。さんの解約に伴い、近隣耕作者の さんが新規で貸借します。

23番、江部乙町 番、地目「畑」面積 6,771 m²、 さんから さんへ

の賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。隣接地をさんが耕作しており、これまで耕作されていなかった農地を新規賃貸借し、耕作するものです。

24番から27番までは、農地集約のため江部乙東地区の耕作地を手放したさんに代わって近隣耕作者であるさんが規模拡大のため新規賃貸借し、耕作するものです。

24番、江部乙町 番、地目「畑」面積13,604㎡、さんからの賃貸借で期間は2年間、10a当りの賃借料は、2,205円、総額3万円です。

25番、江部乙町 番、地目「畑」面積20,494.23㎡、さんからの賃貸借で期間は2年間、10a当りの賃借料は、2,928円、総額6万円です。

26番、江部乙町 番、地目「畑」面積26,885㎡、さんからの賃貸借で期間は2年間、10a当りの賃借料は、2,235円、総額6万円です。

27番、江部乙町 番、地目「田」面積5,911.69㎡、さんからの賃貸借で期間は2年間、10a当りの賃借料は、2,000円です。田ですが国道沿いで条件の悪い農地のためこの金額で新規賃貸借するものです。

28番から30番まではさんの申出によるものです。賃貸料の支払いを一本化するため転貸を解約し、相対で行うものです。

28番、北滝の川 番、地目「田」面積23,206.96㎡、さんからの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、7,000円です。

29番、北滝の川 番、地目「田」面積17,054㎡、さんからの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

30番、北滝の川 番、地目「田」面積12,469㎡、さんからの賃貸借で期間は5年間、10a当りの賃借料は、8,000円です。

31番は新規の使用賃貸借です。

31番、江部乙町 番、地目「畑」面積31,954㎡、さんからさんへの賃貸借で期間は2年間です。4年前にさんはお兄さんの土地を取得し果樹園を広げる予定でしたが、入院等による体調不良で農地の維持管理が困難になってきたことから草刈り等農地の管理をしていただける方を探していたところ、経営規模拡大を考えていたさんが耕作するこ

	<p>ととなりました。数年にわたり未耕作だったことから当面使用貸借という形になりました。</p> <p>次頁 32 番からは所有権移転です。</p> <p>32 番、江部乙町 番、地目「田」面積 41,400 m²、 さんから、 への売買で売買価格は 15,732,000 円 10a 当り、「田」 38 万円です。農地保有合理化事業により さんに代わって が買入し、 さんに賃貸借の後、売却します。</p> <p>33 番、江部乙町 番、地目「田」面積 2,968.51 m²、 さんから、 さんへの売買で売買価格は 1,128,033 円 10a 当り、「田」 38 万円です。農地保有合理化事業の対象外農地で さんが買入します。</p> <p>34 番と 35 番については各あっせん委員より説明いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>(畠山委員 1 6 : 0 5 入室)</p>
議 長	<p>所有権移転申請番号 34 番について、滝川東地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>34 番、売り手 さんから東町 番、地目「田」 8,181.50 m²の売渡のあっせんの申出が 1 1 月 2 0 日にありましたので農事組合、耕作者 さんに農地あっせんの申出を通知したところ、 さんから買受けのあっせん申出があったことから、滝川東地区あっせん常任委員会を 1 月 1 6 日 9 時 5 5 分から市役所 4 階 4 0 1 会議室で開催しました。出席者は売り手所有者代表 さん、買い手 さん、委員の出席は滝川地区 7 名、事務局 2 名の出席の中行き、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」 8,181.50 m²、土地条件として、パイプライン、暗渠がないが排水は良い。価格としては 10a 当たり「田」 17 万円、総額 1,390,855 円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p>
議 長	<p>所有権移転申請番号 35 番について、江部乙西地区あっせん常任委員会委員長から説明をお願いいたします。</p>
説 明 員	<p>35 番、売り手 さんから江部乙町 番、地目「田」 25,339 m²の売渡</p>

	<p>のあっせんの申出が11月14日にありましたので農事組合、耕作者さんに農地あっせんの申出を通知したところ、さんから買受けのあっせん申出があったことから、江部乙西地区あっせん常任委員会を1月16日10時59分から市役所4階401会議室で開催しました。出席者は売り手所有者代表さん、買い手さん、委員の出席は江部乙地区7名、事務局2名の出席の中行い、あっせんは成立となりました。あっせん結果の内容は、面積「田」25,339㎡、土地条件として、昨年のおっせんした隣地で同条件のため、価格としては10a当たり「田」30万円、総額7,601,700円となっています。附帯物件はありません。以上のあっせんとなりましたので報告いたします。</p>
議長	<p>説明が終わりました。議案第4号、貸借権設定申請番号4番から5番、20番、及び所有権移転申請番号35番を除く31件について、質疑、意見を求めます。</p>
委員	<p>27番について、田なのに金額が2,000円と低額なのは何か理由があるのでしょうか。</p>
説明員	<p>田の1枚当たりの形が悪く、狭いことに加えて国道沿いで農業機械の出入りが不便で現在は田ではなく転作畑として利用していることから、畑相当の金額としたものです。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>
各委員	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑意見を終了します。議案第4号、貸借権設定申請番号4番から5番、20番、及び所有権移転申請番号35番を除く31件について、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。</p>
各委員	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第4号、貸借権設定申請番号4番から5番、20番、及び所有権移転申請番号35番を除く31件について、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に貸借権設定申請番号4番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。</p>

		(委員16:10退室)
議	長	貸借権設定申請番号4番について、質疑意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。貸借権設定申請番号4番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第3号貸借権設定申請番号4番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
		(委員16:12入室)
議	長	次に、貸借権設定申請番号5番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員16:13退室)
議	長	議案第4号、貸借権設定申請番号5番について、質疑意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第4号、貸借権設定申請番号5番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各	委員	(異議なしの声あり)
議	長	議案第4号、貸借権設定申請番号5番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
		(委員16:14入室)
議	長	次に、貸借権設定申請番号20番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
		(委員16:15退室)
議	長	議案第4号、貸借権設定申請番号20番について、質疑意見を求めます。
各	委員	(なしの声あり)
議	長	質疑意見を終了いたします。議案第4号、貸借権設定申請番号20番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。

各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号、賃貸借権設定申請番号20番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員16:16入室)
議 長	次に、所有権移転申請番号35番については、農業委員会法第31条に基づき委員の退室をお願いします。
	(委員16:16退室)
議 長	議案第4号、所有権移転申請番号35番について、質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第4号、所有権移転申請番号35番については、許可申請は許可相当とすることによろしいですか。
各 委 員	(異議なしの声あり)
議 長	議案第4号、所有権移転申請番号35番については、原案のとおり決定いたします。委員の入室をお願いします。
	(委員16:17入室)
議 長	議事日程10番、議案第5号、現況証明願について審議を求めます。事務局に説明を求めます。
説 明 員	議案第5号について説明いたします。今月は1件です。 1番、大町 番、登記地目「田」、面積は201㎡。現況「宅地」です。所有者は、 さんです。昭和22年に自作農創設特別措置法により取得した土地で、2～3年前に取り壊されていますが、 のあった場所です。所有者は売買を検討していますが、地目変更されないまま現在に至っており、現況証明願の届出となりました。現況については、備考欄のとおり3名の農業委員とそれぞれ現地確認をしたところ。以上審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	説明が終わりました。質疑意見を求めます。
各 委 員	(なしの声あり)
議 長	質疑意見を終了いたします。議案第5号については、許可申請は許可

<p>各 委 員 議 長</p>	<p>相当とすることによろしいですか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>議案第5号については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>本日の議案については、以上でございます。</p> <p>それではその他団体推薦の委員さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>議 長 説 明 員 議 長</p>	<p>(各推薦委員から事務連絡あり)</p> <p>その他、事務局からお願いいたします。</p> <p>(行事日程等について資料に基づき報告)</p> <p>第8回総会は2月27日14時からということで決定します。</p> <p>以上をもちまして、第7回滝川市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>皆さんご苦労さまでした。(16:55)</p>